



(公印省略)  
健体第721-21号  
令和3年2月19日

県立学校長様

群馬県教育委員会事務局  
健康体育課長 矢島 貢  
高校教育課長 小林 智宏  
特別支援教育課長 町田 英之

新型コロナウイルス感染症に係る「警戒度引下げ」に伴う県立学校の部活動の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における部活動の対応については、令和3年2月4日付け健体第72-17号の通知及び令和3年2月5日付け健体第721-18号で送付した活動事例集を踏まえ、対応いただいているところであります。

現在、全国で新型コロナウイルス感染者が減少傾向にあり、本県においても減少傾向となっていることから、今般、一部の市町を除き、警戒度を現状の「4」から「3」へ引き下げることが決定されました。

しかし、9市町においては、警戒度「4」を継続することとなっており、引き続き感染防止対策を徹底する必要があります

については、2月23日（火）以降の対応を下記のとおりとしますので、「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止対策をより徹底した上で、適切に対応願います。

なお、3月8日（月）以降の対応については、今後の感染状況を踏まえ、改めて通知します。

#### 記

- 1 競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、引き続き感染リスクの低い活動を実施する。活動に際しては、国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等で具体的に示している感染防止対策を遵守するとともに、県で作成した活動事例集を参考にする。
- 2 対外試合や合同練習及び宿泊を伴う活動については、3月8日（月）まで自粛とする。
- 3 全国大会等が開催されるスキー・スケート・合唱・青少年赤十字、及び全国選抜大会県予選が開催される柔道については、感染防止対策を徹底した上で、当該大会への参加及び県内の対外試合を認める。
- 4 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等におけるマスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食、部室等の狭い空間での密集等による感染事例が見受けられることから、生徒が感染防止対策を主体的に判断し、正しい行動がとれるよう指導を工夫する。
- 5 活動終了後は、速やかに帰宅するよう引き続き指導するとともに、帰宅時に生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底する。

#### 【担当】

健康体育課：027-226-4711  
高校教育課：027-226-4649  
特別支援教育課：027-226-4656